



令和2(2020)年3月



# 中央区 こどもすくすくえがおプラン わくわく子育て ~みんなで育てる未来の力~

第二期 中央区子ども・子育て支援事業計画

概要版



## 計画策定の背景と位置づけ

- 区では、平成27(2015)年に「第一期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを産み育てていける環境づくりや子育て支援策を総合的に推進してきました。
- 令和元(2019)年度をもって計画期間が終了することから、中央区子ども・子育て会議において審議を重ね、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間に取り組むべき課題等を踏まえ「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」と一体的に策定しています。
- 「中央区基本構想」「中央区基本計画2018」を上位計画とし、「中央区保健医療福祉計画2020」の個別計画として整合性を図りつつ、子どもや子育てに関する取り組みについてまとめています。

## 子ども・子育て支援事業計画とは

保育所・幼稚園など「教育・保育施設」や、学童クラブ・一時預かり保育など「地域子ども・子育て支援事業」についての需給計画です。



需給計画ってなに？



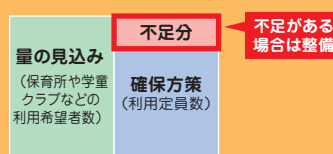
実際の利用状況や利用希望などから、今後必要とされる量の見込み(需要)を推計し、それに対応するサービスの確保方をどのように提供(供給)するかという計画です。



確保方策(供給量)が量の見込み(需要量)より少ないときは、どうするの？



確保方策(供給量)の方が少ないときは、施設整備などを進めていきます。



本区の計画では、上記の内容を中心に、母子保健、教育、地域・社会全体での子育て支援の取組など、幅広い子ども・子育て支援の施策全体の方向性を示しています。



中央区で暮らすすべての子どもが**すくすく育ち**、子育て家庭が**えがお**で暮らせるまちを実現するための計画ということですね。

## 計画の基本理念

- 子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえない存在です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるとともに、親も子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、計画の基本理念を次のように定めます。

## 子どもも親も笑顔が輝き、地域で安心して子育てができるまち中央区



## 計画の方向性

- 基本理念を実現するために、次の3つを計画の方向性として、子ども・子育て支援施策を展開します。

### 方向性1

#### 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

子どもの人権が尊重され、すべての子どもが元気に明るく育ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 方向性2

#### すべての子育て家庭を支援します

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもが心身ともに健やかに成長できる家庭環境をつくります。

### 方向性3

#### 地域・社会全体で子どもを育む力を高めます

子どもの成長過程で重要な生活の基盤である地域や、企業などを含めた社会全体で協力し、子育てを支え、見守ります。

## 第二期の重要な取組

- 第二期計画では、施策をまたがる重要なものとして、以下の取組を推進します。

### 量・質を兼ね備えた教育・保育環境の充実

#### 量の拡充

保育の質が確保された認可保育所の開設を中心に定員拡大を図り、可能な限り早期の待機児童の解消を目指します。

- ◆私立認可保育所の開設支援
- ◆大規模開発等の機会を捉えた保育施設の確保など

#### 質の確保・向上

良好な教育・保育環境において、適切な教育・保育内容を知識豊富な保育士等により提供できるよう、教育・保育の質の確保・向上にむけた取組を推進していきます。

- ◆教育・保育の環境や内容に関する巡回支援・指導の充実
- ◆遊び場の確保に向けた支援、保幼小の連携など

### 相談支援体制の充実とネットワークづくりの支援

#### 身近な場所で気軽に相談でき、適切なサポートを受けられる環境づくり

- ◆産後うつや育児不安の解消のため、相談支援体制のさらなる充実
- ◆妊娠期から子育て期までのさまざまな相談に対応するため、母子保健コーディネーターの配置や相談窓口の拡充

#### 保護者同士のネットワークづくり支援

- ◆「あかちゃん天国」や「乳幼児クラブ」などの実施によるネットワークづくり支援
- ◆より効果的なツールを活用した情報発信



## 方向性1 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

### 教育・保育環境の整備

#### 主な事業

- ・保育施設の整備
- ・施設整備以外の保育事業等
- ・育児休業後の保育施設の確保
- ・認定こども園の整備
- ・小・中学校の整備



認可保育所



子どもの居場所「プレディ」

### 教育・保育内容の充実

#### 主な事業

- ・保育園巡回支援・指導検査★
- ・保育士への支援★
- ・教育・保育における安全対策
- ・遊びや活動の場の確保★
- ・多様な主体の参入促進
- ・保幼小の連携★
- ・幼稚園訪問指導・研修の実施★
- ・学力・豊かな心・健康、体力

### 子どもの居場所づくり

#### 主な事業

- ・放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ・放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）
- ・児童館運営



## 方向性2 すべての子育て家庭を支援します



新生児等訪問指導

### 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすための支援

#### 主な事業

- ・妊婦健康診査
- ・母子健康教育（プレママ教室・パパママ教室）・産後ケア（宿泊型）事業★
- ・乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
- ・乳幼児健康診査・乳幼児健康相談（フリー乳健）
- ・食育の推進
- ・予防接種
- ・子ども子育て応援ネットワーク★





## 多様な子育て支援サービスの提供

### 主な事業

- ・利用者支援事業
- ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- ・一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業
- ・地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）
- ・病児・病後児保育
- ・育児支援ヘルパー等派遣事業 等



## 特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援

### 主な事業

- ・こどもの発達相談★
- ・育ちのサポートシステム★
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」
- ・子どもの学習支援★
- ・就学援助★
- ・受験生チャレンジ支援貸付★
- ・ひとり親家庭の支援 等



あかちゃん天国 子育て講座

## 方向性3 地域・社会全体で子どもを育む力を高めます

### 地域・社会全体による子育ての推進

#### 主な事業

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ・育児中の保護者社会参加応援事業
- ・保育所での地域交流事業
- ・地域家庭教育推進協議会
- ・子育て支援講座
- ・通学路等の安全確保★



保育所地域交流 隅田川テラス花壇の苗植え

### 次世代の育成支援

#### 主な事業

- ・文化のリレーの実施
- ・少年リーダー養成研修会
- ・スポーツ少年団
- ・少年少女スポーツ教室



## 量の見込みと確保方策

教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業について、直近の開発動向などの要素を取り入れて算出した人口推計と利用実績等をもとに年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と「確保方策」（提供体制の確保の内容及びその実施時期）を設定しました。

### 提供区域の設定

- 教育・保育施設は、居住地域を越えて利用されている状況や、一時的な需要の増減に対し、広域で調整しやすく弾力的な対応が可能であることから、区内全域を1区域で設定を行います。
- 地域子ども・子育て支援事業は、地域的要件や本区のこれまでの行政区域の考え方などに基づき、京橋地域・日本橋地域・月島地域の3つの区域で設定を行います。ただし、事業の特性や実態を考慮し、利用者支援や子どもショートステイなど7事業については、区内全域を1区域で設定を行います。

※右ページの青ラベル事業・黄色ラベル事業を参照

### ▶【教育・保育施設】（保育所、幼稚園、認定こども園等）



### 認定について

施設などの利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。

<b>1号認定</b>	満3歳以上、教育を希望 ▶幼稚園、認定こども園	<b>2号認定</b>	満3歳以上、保育が必要* ▶保育所、認定こども園	<b>3号認定</b>	満3歳未満、保育が必要* ▶保育所等、認定こども園
-------------	----------------------------	-------------	-----------------------------	-------------	------------------------------

\*保護者の就労や病気、就学など、家庭において保育ができない事情

<b>幼稚園</b>	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
<b>保育所等</b>	就労などのため、家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設等です。
<b>認定こども園</b>	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

## 量の見込みと確保方策

				令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
幼稚園等 (教育標準 時間認定)	1号認定 2号認定	3~5 歳児	量の見込みA	2,093	2,175	2,226	2,354	2,483
			確保方策B	2,110	2,215	2,275	2,415	2,540
			B-A	17	40	49	61	57
保育所等 (保育認定)	2号認定	3~5 歳児	量の見込みA	3,004	3,123	3,196	3,380	3,561
			確保方策B	3,177	3,425	3,598	4,032	4,098
			B-A	173	302	402	652	537
	3号認定 ※	1・2 歳児	量の見込みA	2,251	2,314	2,315	2,396	2,540
			確保方策B	2,070	2,212	2,322	2,566	2,610
			B-A	-181	-102	7	170	70
		0歳児	量の見込みA	554	556	550	574	605
			確保方策B	503	530	555	601	611
			B-A	-51	-26	5	27	6

量の見込みに応じた確保方策の定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組んでいきます。

※なお、保育所等の3号認定（0歳、1・2歳児）については、令和4年度には確保方策が量の見込みを上回る計画になっていますが、令和3年度までの期間においても、計画以上の定員数を確保できるよう、積極的に整備を進め、待機児童の解消に努めていきます。

## ▶【地域子ども・子育て支援事業】

※提供区域は、**青ラベル事業** は区全体、**黄色ラベル事業** は3区域

### 2. 延長保育事業 (時間外保育事業)

通常保育時間外の保育ニーズに対応するため、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行う事業

### 5. 子どもショートステイ (子育て短期支援事業)

保護者が疾病などにより子どもの養育が困難になった場合の保育ニーズに応えるため、宿泊により短期間預かる事業

### 8. 新生児等訪問指導 (乳児家庭全戸訪問事業)

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### 11. 病児・病後児保育事業 (病児保育事業)

病気や病後で集団保育が困難な子どもを、病院や保育所などで一時的に保育する事業。

### 3. 学童クラブ (放課後児童健全育成事業)

放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業

### 6. 幼稚園預かり保育

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する場合、預かり保育を行う事業(区立幼稚園3園にて実施)

### 9. 養育支援訪問事業および要保護児童等に対する支援に関する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、支援を行う事業。また、児童虐待防止および要保護児童等に対する支援を行う事業

### 12. 妊婦健康診査

母体や胎児の健康を守るために、必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業

### 1. 利用者支援 (利用者支援に関する事業)

子どもや保護者が、施設や事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行う事業

### 4. 子どもの居場所「プレディ」 (放課後子供教室)

保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる場所を確保するための事業

### 7. 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

保護者の就労や冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合の保育ニーズにこたえるための各種事業

### 10. 子育て交流サロン 「あかちゃん天国」

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業

### 13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園などに通う子どもの日用品・文房具・教材費等の実費の一部を補助する事業

## 量の見込みと確保方策

事業名		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延長保育事業	量の見込み	333人	347人	354人	374人	397人
	確保方策	977人	1,067人	1,142人	1,202人	1,232人
学童クラブ ※	量の見込み	892人	974人	1,044人	1,106人	1,188人
	確保方策	585人	585人	585人	585人	585人
子どもの居場所「プレディ」 ※	量の見込み	4,173人	4,531人	4,847人	5,206人	5,632人
	確保方策	5,458人	5,912人	6,308人	6,764人	7,325人
子どもショートステイ	量の見込み	87人日	91人日	94人日	100人日	106人日
	確保方策	2,190人日	2,190人日	2,190人日	2,190人日	2,190人日
幼稚園預かり保育	量の見込み	19,081人日	20,034人日	20,751人日	21,781人日	22,589人日
	確保方策	22,050人日	33,075人日	33,075人日	33,075人日	33,075人日
一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み	31,293人日	32,404人日	32,956人日	34,624人日	36,673人日
	確保方策	54,470人日	58,070人日	58,070人日	58,070人日	58,070人日
病児・病後児保育事業	量の見込み	3,006人日	3,180人日	3,297人日	3,464人日	3,633人日
	確保方策	5,260人日	5,260人日	5,260人日	5,260人日	5,260人日

量の見込みに応じた確保方策(定員数等)の規模を確保できるよう、各事業の取組を進めていきます。

※なお、学童クラブの確保方策で不足する量の見込みについては、子どもの居場所「プレディ」での受入れで対応するものとします。



## 計画の推進体制

- 本計画に掲載したすべての施策を円滑に実施していくために、庁内関係部署、関係機関、関連団体などと相互に連携・協力しながら取組を推進します。
- 各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、その結果を公表します。
- 計画の実効性を高めるため、ニーズなどを的確に捉えていくとともに、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況を年度ごとに整理し、そうした状況を踏まえつつ、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



## 子ども・子育て会議とは

- 「中央区子ども・子育て会議」とは、この計画の点検や進捗管理、評価などについて、保護者を含む子ども・子育て支援の当事者などの委員に意見を聴くための会議であり、本区の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的として開催しています。



### 委員

学識経験者、医療関係者  
子育て支援事業者  
子育て支援事業従事者  
子育て当事者（保護者）  
団体関係者、区職員



発行 中央区福祉保健部 保育計画課

〒104-8404 東京都中央区築地1丁目1番1号

電話03-3546-5738

刊行物登録番号 31-118